



事業者の皆さんへ

融資メニューをご活用ください!

融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。
 問産業支援課 ☎ 25-5208

秩父市中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）	
【取扱金融機関】商工中金熊谷支店および埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店	
資金用途	運転資金・設備資金 (借入金の返済、税金の支払いは対象外となります。)
主な申込要件	①市内に店舗、工場もしくは事業所（法人の場合は本社）を有している、または新たに有しようとしていること ②市税を完納していること
融資限度額	運転、設備合わせて2,000万円
利率	融資実行時の長期プライムレートと同率 ※利率の2分の1を限度として、融資額に対する年1%分の利子を市が予算の範囲内で補助します。 (令和4年3月末現在の長期プライムレート1.10%)
融資期間	運転5年以内・設備7年以内（いずれも据え置き6か月以内）
担保	必要に応じて
保証人	必要に応じて
信用保証	原則必要
実際にご負担いただく利子 ・融資実行時の長期プライムレートが1.10%の場合… 1.10%－市補助分0.55%（利率の1/2を限度）＝0.55%	

秩父市小口・特別小口融資		
【取扱金融機関】埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店		
名称	小口融資	特別小口融資
主な申込要件	①継続して1年以上市内に住所および事業所（法人の場合は本社）を有し、かつ同一事業を営んでいること ②市税を完納していること ③許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること	左記に加えて ①常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下であること ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市県民税の所得割（法人は法人税割）があること
融資限度額	運転、設備合わせて1,000万円	
利率	年1.25% ※市で行う利子補給制度の対象となります。各事業所に対し、年間支払利子の20%（日本政策金融公庫の国民生活事業融資制度と合わせて上限10万円）を市が予算の範囲内で補助します。 20%の利子補給を受けた場合、実際に負担する利率は1.0%です。	
融資期間	運転5年以内（据え置き6か月以内） 設備7年以内（据え置き12か月以内）	
担保	必要に応じて	不要
保証人	個人：原則として不要 法人：必要に応じて	不要
信用保証	年0.32%～1.59% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)	年0.7%～0.8% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)
当初契約どおりの融資期間内に完済すると、信用保証料の全額を市が補助します。		

埼玉県起業支援金の公募

県では、秩父市を含む人口減少が進む9市町村において、地域課題の解決を目指し起業する方およびSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業継承または第二創業する方に、上限200万円（補助率1/2）の補助を行います。

公募期間 5月31日(火)まで

採択・交付決定 7月中旬（予定）

受付窓口 秩父商工会議所

※内容・応募に関する詳細については、創業・ベンチャー支援センター埼玉（（公財）埼玉県産業振興公社）へ直接お問い合わせください。

問創業・ベンチャー支援センター埼玉 ☎ 048-711-2222 秩父商工会議所 ☎ 22-4411

秩父市緊急特別融資			
【取扱金融機関】埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店			
対象	市内に事業所等を有し、市税を完納している中小企業者（個人含む）		
利率	融資実行時の長期プライムレートと同率 (令和4年4月1日現在の長期プライムレート1.10%)		
資金用途	運転資金	融資限度額	100万円
融資期間	10年以内(据え置き1年以内)	担保	不要
保証人	必要に応じて	信用保証	不要

戦没者等のご遺族の皆さまへ

— 第十一回特別弔慰金支給 —

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、記名国債が支給されます。

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を維持している等の要件により、順番が入れ替わります。

4 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

請求期限 令和5年3月31日

請求手続 社会福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課（郵送可）（令和2年4月1日から受け付けしています。既に請求がお済みの方は再請求不要です）

問社会福祉課 ☎ 25-5204

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-16082

大滝 ☎ 55-10865

荒川 ☎ 54-2116

